

一般財団法人愛知県建築住宅センター
評価業務料金返還等に関する規程

(返還の額)

第1条 一般財団法人愛知県建築住宅センター評価業務規程第22条第1項に定める建設住宅性能評価の取下げ及び一般財団法人愛知県建築住宅センター評価業務約款第5条の契約解除（以下、「取下げ等」という。）を行った場合の返還の額は、下表の（い）欄の申請の取下げ等を行った時期に応じた（ろ）欄の率に当該申請料金を乗じた額とする。ただし、竣工時(最終回)の現場検査を実施した日以降は、料金を返還しない。

(い) 欄 申請の取下げ等を行った時期	(ろ) 欄 当該申請料金に乗ずる率 ※1
建設住宅性能評価の申請書をセンターが受理した日から第1回の現場検査の日の前日まで	0.95
第1回の現場検査を実施した日から竣工時(最終回)の現場検査の日の前日まで	$0.95 - (J \div N)$ ※2

※1 返還する額は、千円未満は切り捨てとする。

※2 Jは実施した検査の回数、Nは検査を行う回数とする。

(返還通知)

第2条 取下げ等により前項の返還の額を返還する場合は、申請者又は代理人と協議のうえ、別記様式により返還の額を通知し、銀行等の振込みにより返還するものとする。

附則

この規程は、平成12年10月26日より施行する。

この規程は、平成21年 5月 6日より施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成28年10月 1日より施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 7年 4月 1日より施行する。

別記様式

年 月 日

様

住 所 名古屋市中区栄四丁目3番26号
氏 名 一般財団法人愛知県建築住宅センター
理事長

建設住宅性能評価の手数料の返還について（通知）

このことについて、下記の建設住宅性能評価の取り下げに伴い、一般財団法人愛知県建築住宅センター評価業務料金返還等に関する規程に基づき、当該申請料金を返還します。

記

1. 受 付 年 月 日

2. 受 付 番 号

3. 申 請 者

4. 住 宅 の 位 置

5. 住 宅 の 名 称

6. 領収済申請料金 円(税込)

7. 返 還 料 金 円(税込)

8. 手 数 料 返 還 先

振込先金融機関名	口座種別	口座番号	口座名義人
	普 ・ 当		

※振込手数料は、お客様のご負担となりますので、ご了承ください。

問い合わせ先： 評価審査課

TEL (052) 264-4052 FAX (052) 264-4088